

事業名：特定国有財産の整備（一般会計）

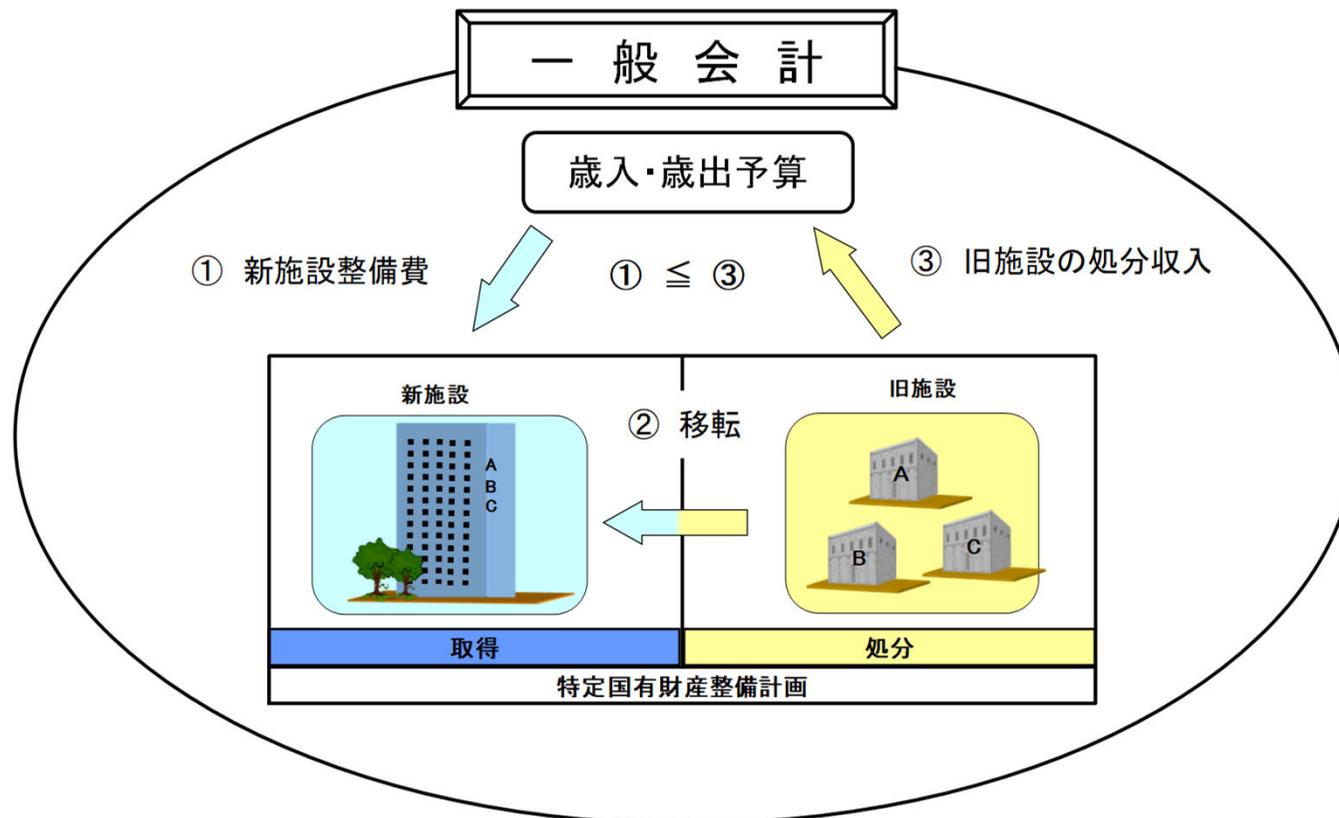
目次

1. 特定国有財産整備計画の仕組み（一般会計）
2. 特定国有財産整備計画の類型
3. 特定国有財産整備計画の実施による庁舎整備数等（一般会計）
4. 参考法令
5. 政策評価との関連について

1. 特定国有財産整備計画の仕組み(一般会計)

- 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、新施設の整備費(①)を、新施設整備後、これに伴い不用となった旧施設跡地等の処分収入(③)でまかなう、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(以下、「庁舎法」)第5条)のことをいいます。
- なお、特定国有財産整備特別会計の廃止に伴い、平成22年度以降に新規で定めた特定国有財産整備計画の実施については、一般会計で経理しています。

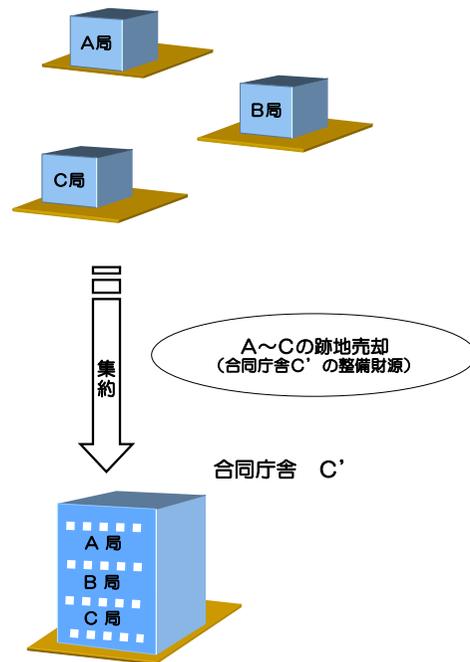
(注) 特定国有財産整備特別会計が特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定で経理を行うこととされている。



2. 特定国有財産整備計画の類型

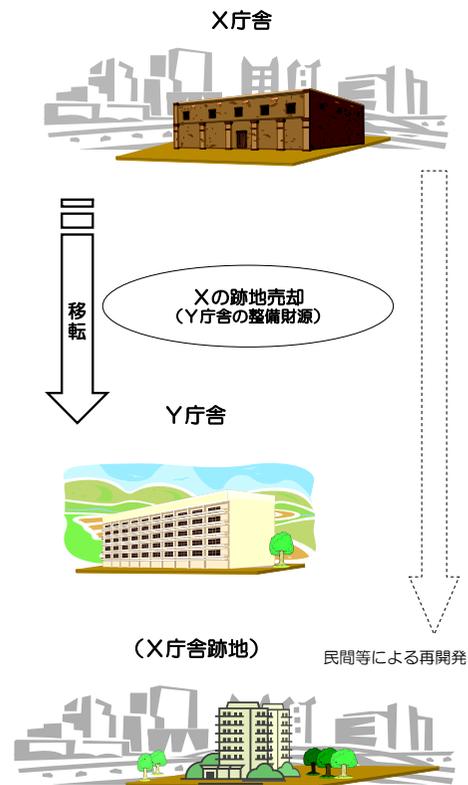
- 特定国有財産整備計画は、その目的ごとに下表の3事業の類型があります（庁舎法第5条各号）。
- このうち庁舎耐震化事業は、耐震性能に問題のある庁舎等が大量に存在していること、中央防災会議において「強力に庁舎等の公共建築物等の耐震化の促進に取り組む」との方針が決定されたこと、などの事情を背景として平成18年に庁舎法が改正され導入されたものです。

集約立体化事業（庁舎法第5条第1号）



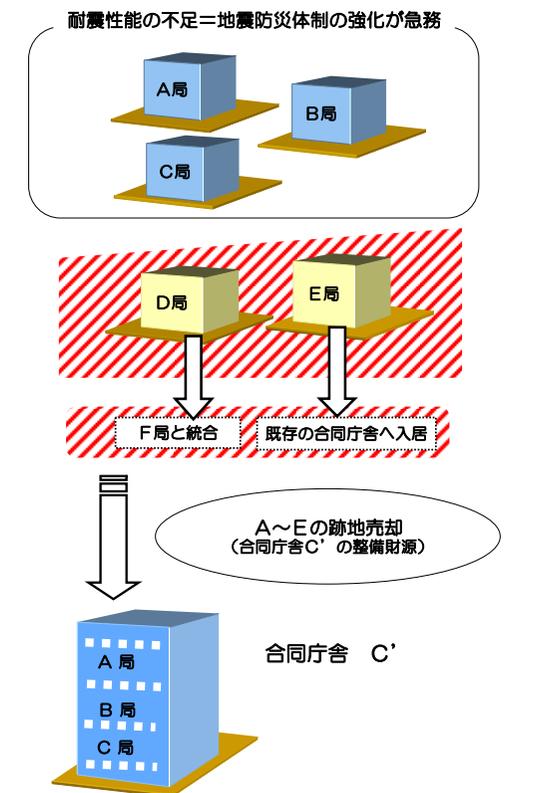
取得…耐火構造の高層な建物及びその敷地
[合同庁舎C']
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等
[A~C]

移転再配置事業（庁舎法第5条第2号）



取得…Xに代わる施設及びその敷地 [Y]
処分…市街地に設置することが必ずしも必要でないなど、
他の用途に供することが適当な庁舎等 [X]

庁舎耐震化事業（庁舎法第5条第3号）



取得…地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎及びその敷地
[合同庁舎C']
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等
(使用調整等を行うことにより不用となる庁舎等 [D, E] を含む。)
[A~E]

3. 特定国有財産整備計画の実施による庁舎整備数等（一般会計）

年度	新たに完成した 庁舎数		完成に伴い集約された 庁舎・官署数	
		うちⅠ類及びⅡ類施設 (注)		うちⅠ類及びⅡ類官署
令和元年度	2	0	2庁舎 (5官署)	0
令和2年度	1	0	2庁舎 (3官署)	0
令和3年度	—	—	—	—
【参考】 令和4年度以降 完成予定施設	6	4	18庁舎 (24官署)	8

(注) Ⅰ類及びⅡ類施設とは、災害対策基本法で定める「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」が使用するそれぞれ必要な耐震性能を有している官庁施設であり、災害応急対策活動の拠点となる施設である。

4. 参考法令

「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(抜粋)

(昭和三十二年五月二十日法律第百十五号)

(特定国有財産整備計画)

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

- 一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分(国の内部において有償で行う所管換及び所属替を含む。以下同じ。)をするための当該国有財産の取得及び処分
- 二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）を取得するための当該国有財産の取得及び処分（当該取得に係る建物等と併せて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。）
- 三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を発揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等（使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。）の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

5. 政策評価との関連について

■ 令和3年度政策評価書における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

政策目標 3-3：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
施策 3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

令和3年度政策評価事前分析表において、当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費」を記載している。

〈測定指標：定性的指標〉 3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

【目標】省庁横断的な入替調整を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進する。

老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎の移転・集約化等を図り、国有財産の適正な管理・有効活用に寄与

当該事業を含む施策（3-3-2）については、以下のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進により組んだことから、「目標達成」の評価となっています。

参考指標1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移（単位：件）

参考指標2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
庁舎数	37	32	41	16	18
官署数	53	39	70	23	47

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
借受費用縮減	(㎡)	390	—	5,110	—	5,300
	(億円)	0.1	—	2.7	—	4.7
売却可能財産	(㎡)	1,060	—	—	—	—